

消防予第 223 号
消防災第 222 号
平成 16 年 11 月 16 日

新潟県県民生活環境部長 殿

総務省消防庁予防課長

防災課長

新潟県中越地震の被災地における火災予防について（通知）

現在、新潟県中越地震の被災地においては、多くの方々が仮設テント又は体育館等の避難施設において避難生活を強いられています。

本格的な冬の到来とともに暖房器具等が使用されるようになっていくことから、避難生活における火気等の取り扱いについて特に留意を行い、火災による災害の防止に努める必要があります。

また、避難生活を終えて、自宅に戻り日常生活を始めるにあたり、火災に対する安全確認に充分留意されるよう注意喚起する必要もあります。

つきましては、被災地における火災予防等について、以下の点に特に留意し、指導されるよう、管内消防本部等に周知願います。

なお、参考として独立行政法人消防研究所が調査を行った新潟県中越地震における火災の発生状況を添付いたします。

記

1 避難施設及び避難生活を終えた自宅において共通して注意すべき事項

- (1) 焚き火等で裸火を使用する場合、水バケツ等消火の用意をし、残火処理は確実にを行うこと。
- (2) ガソリン、灯油等については、その漏えい、可燃性蒸気の滞留を防止するため、安全な容器に収納すること。また、ガソリン、灯油等を貯蔵した容器は火気のない安全な場所に保管すること。

2 避難施設において注意すべき事項

- (1) コンロやストーブ等の火気を使用する器具及び設備（火気器具等）については、可燃物との間に必要な離隔距離を保ち適切な使用を行うこと。
- (2) 火災などの災害等の発生に備え避難経路の周知を行うとともに、避難の障害となる物品については整理整頓に配慮すること。
- (3) 体育館等の避難施設にパーテーション等を用い間仕切りを設ける場合、なるべく燃えにくいものを用いること。

3 避難生活を終えた自宅において注意すべき事項

- (1) 再通電の際、建物や電気機器など壁内配線の断線や電気機器内部の故障により、火災に至る場合があるので、電気メーターの異常な動きや、壁の温度の変化などに注意すること。
- (2) 電気コンロで暖をとるなど、電気器具等を使用目的以外のことに用いたり、使用上の注意を守らないと火災予防上危険であるので留意すること。
- (3) 通常使用している厨房機器や暖房器具などが使用できないことから、七輪やカンテラなどの火気器具等を使用する場合、火災の発生に充分留意するとともに、一酸化炭素中毒にも注意すること。

担当：総務省消防庁

予防課 国際規格対策官 松野

電話 03 - 5253 - 7523

E-mail matsuno-h@fdma.go.jp

防災課 震災対策専門官 植田

電話 03 - 5253 - 7525

E-mail ueda-t@fdma.go.jp

平成 16 年 11 月 4 日
独立行政法人消防研究所

平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震で発生した火災は 9 件

1 住宅の強さが火災の件数を少なくした

被災地域の住宅が地震に耐えたことが、火災件数が少ない結果に結びついたといえる。

住宅の耐震性の重要性が改めて認識される。

2 通電火災が発生していない

阪神・淡路大震災で多数発生した通電に伴う火災は、ほとんど発生していない。

地震直後に電力自動復旧のための自動再通電が行われなかった。

このため電気火花等が漏洩したガスへ着火する火災/爆発も発生していない。

停電した地域に通電再開する際、居住者等が不在の場合には電力計の手前で電線を切断するなど、通電火災対策が講じられている。

即ち、阪神・淡路大震災の教訓が生かされている。

3 なぜ火災が延焼拡大しなかったか

水 利：水道が断水しなかった、又は養殖池の水などを利用できた

消 火：住民、消防団、消防隊による消火・延焼防止活動が行われた

天 候：風が弱かった

（参考）出火率が低かったわけではない。

住宅の倒壊の程度に対して出火率は過去の経験則に近い

地震時の出火率は、建物の倒壊の程度と関係があるとされ、関東大震災以降の過去の地震から全壊率と出火率に関する経験式が得られている。今回の地震を経験式と比較したのが下図であり、過去の地震から想定された範囲にあったと考えられる。

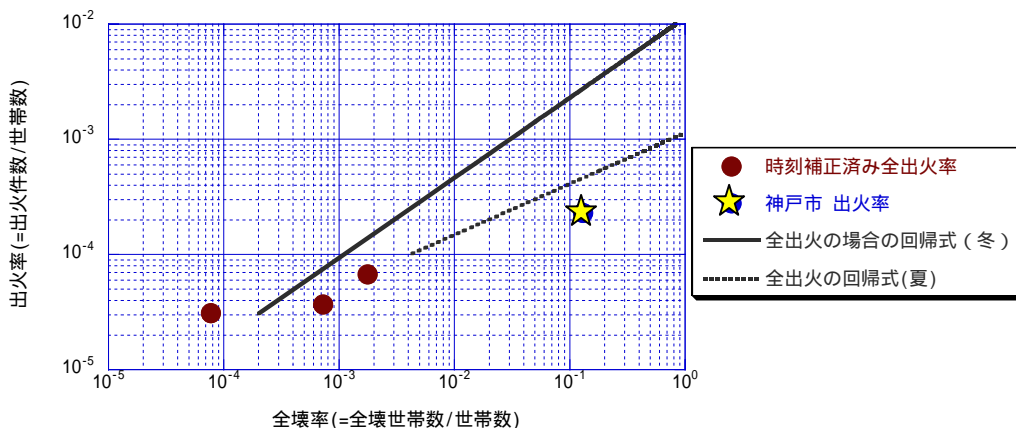


図 新潟県中越地震における全壊率と出火率の関係

世帯数は、平成 10 年住宅土地統計調査による。

全壊世帯数は不明のため全壊棟数を用いた。

今後、全壊棟(世帯)数の発表更新等により、図中のプロットは変動する可能性がある。

引き続き火災に関して注意すべき点

焚き火やろうそく等の裸火の使用

熱源機器を本来以外の用途に用いること

(過熱防止等の安全装置が機能しない場合がある)

通電再開後の火災：建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の断線や電気機器内部の故障により、長時間経過した後、火災に至る場合がある

ガソリンの取扱い：安全な容器（金属製携行缶；静電気防止）で持ち運び、容器から自動車に給油する際は慎重に。ガソリンと灯油を間違わないように

調査概要（平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震 消防研究所一次火災調査）

日 程：平成 16 年 10 月 27 日（水）～ 10 月 30 日（土）

調 査 員：5 名（火災原因調査室 3 名 及び 研究員 2 名）

調査範囲：長岡市消防本部、小千谷地域消防本部、十日町地域消防本部の各本部所管市町村

事 務 連 絡

平成16年11月16日

各都道府県消防主管課 殿

消防庁予防課

防災課

「新潟県中越地震の被災地における火災予防等について」の通知発送について

平成16年10月23日に発生しました新潟県中越地震の被災地における火災予防の周知を新潟県県民生活環境部長あてに総務省消防庁予防課長、防災課長の連名で通知致しました。(平成16年11月16日付け 消防予第223号、消防災第222号)

貴都道府県に当該通知の写しを配布致しますので、執務上の参考にされますようお願い致します。

担当：総務省消防庁

予防課 国際規格対策官 松野

電話 03 - 5253 - 7523

E-mail matsuno-h@fdma.go.jp

防災課 震災対策専門官 植田

電話 03 - 5253 - 7525

E-mail ueda-t@fdma.go.jp